

熊本市公報

第 1381 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市総務局総務厚生課
発行日 毎月 15 日・末日

目 次

規 則

○熊本市行政不服審査法第 57 条第 1 項及び行政事件訴訟法第 46 条の規定に基づく教示に係る標準文例に関する規則の一部を改正する規則（規則第 73 号）	1219
○熊本市火災予防規則の一部を改正する規則（規則第 74 号）	1220
○熊本市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第 75 号）	1223
○熊本市中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱規則の一部を改正する規則（規則第 76 号）	1224

訓 令

○熊本市例規の制定改廃の制度設計等に関する訓令の一部を改正する訓令（訓令第 12 号）	1232
---	------

告 示

○特定計量器の定期検査（告示第 488 号）	1233
○市道の区域変更（告示第 489 号）	1234
○市道の供用開始（告示第 490 号）	1234
○介護保険法による地域密着型サービス事業者の指定（告示第 491 号）	1234
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 492 号）	1235
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（告示第 493 号）	1235
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定（告示第 494 号）	1235
○介護保険法による指定居宅介護支援事業等の廃止（告示第 495 号）	1236
○屋外広告物法による保管した広告物又は掲出物（告示第 497 号）	1236
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 498 号）	1237
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（告示第 499 号）	1237
○児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定（告示第 500 号）	1237
○児童福祉法による指定障害児相談支援事業者の指定（告示第 501 号）	1238
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 502 号）	1238
○放置原動機付自転車の移動及び返還（告示第 503 号）	1238
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 504 号）	1239
○介護保険法による指定居宅サービス事業等の廃止（告示第 505 号）	1240
○平成 26 年度市県民税納税通知書の公示送達（告示第 506 号）	1240

○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 508 号)	1241
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 509 号)	1241
○平成 26 年度介護保険料納付通知書の公示送達 (告示第 510 号)	1242
○平成 26 年度介護保険料督促状の公示送達 (告示第 512 号)	1242
○平成 25 年度及び平成 26 年度国民健康保険料督促状の公示送達 (告示第 513 号)	1242
○県道の区域変更 (告示第 514 号)	1243
○市道の区域変更 (告示第 515 号)	1243
○市道の供用開始 (告示第 516 号)	1244
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定 (告示第 518 号)	1244
○放置自転車の売却等 (告示第 519 号)	1245
○平成 26 年度熊本市固定資産税・都市計画税納税通知書の公示送達及び納期限の変更 (告示第 520 号)	1245
○平成 26 年度軽自動車税納税通知書の公示送達 (告示第 521 号)	1245
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定 (告示第 522 号)	1245
○差押調書(謄本)の公示送達 (告示第 523 号)	1246
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 524 号)	1246
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 525 号)	1246
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定の告示訂正 (告示第 526 号)	1247
○差押調書 (謄本) の公示送達 (告示第 527 号)	1247

公 告

○開発行為に関する工事の完了 (公告第 485 号)	1247
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 489 号)	1248
○桜町地区第 1 種市街地再開発事業の施行地区となるべき区域の公告申請 (公告第 490 号)	1248
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 494 号)	1249
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 495 号)	1249
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 496 号)	1249
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 497 号)	1249
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 504 号)	1250
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 508 号)	1250
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 509 号)	1250
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 512 号)	1251
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 513 号)	1251
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 514 号)	1251
○都市公園の供用開始 (公告第 518 号)	1251
○大規模小売店舗立地法による新設届出 (公告第 519 号)	1252
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 521 号)	1253
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 522 号)	1254
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 523 号)	1254
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 524 号)	1254
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 526 号)	1255
○平成 26 年度熊本市農用地利用集積計画の策定及び縦覧 (公告第 530 号)	1255
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 532 号)	1255

中 央 区

○住民票の職権消除（中央区告示第 19 号）…………… 1255

東 区

○住民票の職権消除（東区告示第 8 号）…………… 1256

西 区

○住民票の職権消除（西区告示第 7 号）…………… 1256

○住民票の職権消除（西区告示第 8 号）…………… 1256

南 区

○住民票の職権消除（南区告示第 6 号）…………… 1256

上下水道局

○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始（上下水道局告示第 46 号）…………… 1256

○指定給水装置工事事業者の指定（上下水道局告示第 47 号）…………… 1257

病 院 局

○熊本市立熊本市民病院使用料及び手数料の収納事務委託（病院局告示第 1 号）…………… 1258

教育委員会

○熊本市教育委員会会議の開催（教委告示第 8 号）…………… 1258

農業委員会

○農業委員会総会の開催（農委公告第 7 号）…………… 1258

規 則

規 則 第 73 号

平成 26 年 7 月 3 日

熊本市行政不服審査法第 57 条第 1 項及び行政事件訴訟法第 46 条の規定に基づく
教示に係る標準文例に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市行政不服審査法第 57 条第 1 項及び行政事件訴訟法第 46 条の規定に
基づく教示に係る標準文例に関する規則の一部を改正する規則

熊本市行政不服審査法第 57 条第 1 項及び行政事件訴訟法第 46 条の規定に基づく教
示に係る標準文例に関する規則（平成 17 年規則第 53 号）の一部を次のように改正す
る。

文例第 1 号中「に処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「（なお、
当該異議申立てに対する決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、
この限りではありません。）」を加える。

文例第 2 号中「、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「（なお、
当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、こ
の限りではありません。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則 第 74 号

平成 26 年 7 月 7 日

熊本市火災予防規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市火災予防規則の一部を改正する規則

熊本市火災予防規則（昭和 63 年規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(6) 条例第 45 条第 6 号に掲げる行為 露店等の開設届出書（様式第 15 号の 2）

様式第 15 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 15 号の 2 (第 15 条第 1 項第 6 号関係)

露店等の開設届出書

年 月 日			
(宛)			
届出者			
住 所			
(電話)			
氏 名			
開 設 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日	営 業 時 間	開始 時 分 終了 時 分
開 設 場 所			
催 し の 名 称			
開 設 店 数		消火器具の 設 置 本 数	
現場責任者氏名	電話		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 法人又は組合にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

3 露店等の開設場所及び消火器具の設置場所に係る略図を添付すること。

4 ※印の欄は、記入しないこと。

附 則

この規則は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

規 則 第 75 号

平成 26 年 7 月 10 日

熊本市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

熊本市児童福祉法施行細則（平成 22 年規則第 74 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 1 項第 2 号及び第 3 号中「第 6 条の 3 第 1 項」を「第 6 条の 4 第 1 項」に改める。

様式第 9 号（裏）中「6」を「5」に改める。

様式第 17 号中「禁固」を「禁錮」に、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」を「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成 26 年 7 月 15 日から施行する。ただし、第 18 条第 1 項の改正規定及び様式第 9 号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市児童福祉法施行細則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができるものとする。

規 則 第 76 号

平成 26 年 7 月 11 日

熊本市中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱規則の一部を改正する規則

熊本市中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱規則（平成 20 年規則第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「第 24 条第 1 項」を「第 24 条第 3 項」に改め、同条第 2 項中「第 24 条第 5 項」を「第 24 条第 9 項」に改める。

第 9 条に次の 2 項を加える。

2 保護法第 24 条第 8 項の規定により明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者に対し、要支援者の支援給付の開始について通知するときは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等による支援給付の決定に伴う扶養義務者への通知について（様式第 30 号）により行うものとする。

3 保護法第 28 条第 2 項の規定により明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者に対し、扶養義務を履行しない理由について報告を求めるときは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等の規定に基づく報告について（依頼）（様式第 31 号）により行うものとする。

第 10 条中「様式第 30 号」を「様式第 32 号」に改める。

第 11 条第 2 項中「様式第 31 号」を「様式第 33 号」に改める。

第 12 条中「様式第 32 号」を「様式第 34 号」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（充当の申出）

第 13 条 保護法第 78 条の 2 第 1 項の規定による申出は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 78 条の 2 の規定による支援給付金品を徴収金の納入に充てる旨の申出書（様式第 35 号）により行うものとする。

様式第 16 号中「に調査を囑託し」を「、日本年金機構若しくは共済組合等（以下「官公署等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め」に、「私若しくは私の世帯員」を「私等」に、「官公署又は」を「官公署等又は」に改める。

様式第 20 号中

「①金銭により毎月(年) 円送付しています。」

を

「①金銭により毎月(年) ・ 3,000 円 ・ 5,000 円
・ 10,000 円 ・ 円を送付します。」

に改める。

様式第 26 号中「第 28 条第 4 項」を「第 28 条第 5 項」に改める。

様式第 28 号中「支援給付の決定又は実施」を「支援給付の決定若しくは実施又は生活保護法第 77 条若しくは第 78 条の規定の施行」に、

「 第 29 条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を囑託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。」

を

「 第 29 条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第 77 条若しくは第 78 条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)第 3 条第 2 項に規定する共済組合等(次項において「共済組合等」という。)に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

一 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項(被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除

き、保護を受けていた期間における事項に限る。)

二 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。)

2 別表第一の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

第 24 条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

一～三 略

四 要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。）

五 略

・生活保護法施行令

第 2 条の 2 法第 29 条第 1 項第 1 号に規定する政令で定める事項は、支出の状況とする。 」

に改める。

様式第 32 号を様式第 34 号とし、様式第 31 号を様式第 33 号とし、様式第 30 号を様式第 32 号とし、様式第 29 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第 30 号 (第 9 条関係)

発第 号
年 月 日

様

熊本市長

印

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等による支援給付の決定に伴う扶養義務者への通知について

あなたの にあたる さんに対して中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (以下「法」という。) による支援給付の開始を決定いたしますので、同法第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 24 条第 8 項の規定に基づき通知します。

氏 名	
支援給付の開始の申請があった日	

(参考)

法第 14 条第 4 項 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

生活保護法第 4 条第 1 項 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

第 2 項 民法 (明治 29 年法律第 89 号) に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

生活保護法第 24 条第 8 項 保護の実施機関は、知れたる扶養義務者が民法の規定による扶助義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもつて厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

民法第 877 条第 1 項 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

第 2 項 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

※ 「知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合」とは、当市において、①定期的に会っているなど交際状況が良好であること、②扶養義務者の勤務先等から当該要支援者にかかる扶養手当や税法上の扶養控除を受けていること、③高額な収入を得ているなど資力があることが明らかであること等を総合的に勘案して判断しています。

様式第 31 号 (第 9 条関係)

発第 号
年 月 日

様

熊本市長 印

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等の規定に基づく報告について (依頼)

あなたの にあたる さん (住所) は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (以下「法」という。) による支援給付を申請して (受けて) いますが、同法第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われるものとされており、民法に定める扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が、扶養義務を履行していないときは、履行しない理由など支援給付の決定や実施などのために必要な範囲で、扶養義務者に対して報告を求めることができることとなっています。

つきましては、支援給付の決定や実施などのため必要がありますので、 年 月 日までに扶養義務を履行しない理由について報告いただきますようお願いいたします。

(特記事項)

(担当者)

(参考)

法第 14 条第 4 項 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

生活保護法第 4 条第 1 項 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

第 2 項 民法 (明治 29 年法律第 89 号) に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

生活保護法第 28 条第 2 項 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第 7 条若しくは第 78 条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であつた者に対して、報告を求めることができる。

民法第 877 条第 1 項 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

第 2 項 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

様式に次の 1 様式を加える。

様式第 35 号 (第 13 条関係)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 78 条の 2 の規定による支援給付金品を徴収金の納入に充てる旨の申出書

私は、不実の申告など不正の手段により支援給付の支給を受けた場合は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (以下「法」という。) 第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 78 条の 2 に基づき、交付される支援給付金品 (支援給付費 (金銭給付されるものに限る。) をいう。以下同じ。) の額から、法第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 78 条に基づく徴収金のうち熊本市と協議し定める額について、当該支援給付金品の交付期日をもって支払に充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで支援給付金品から支払に充てるものとします。

記

- 支援給付制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、法第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 78 条に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること。
- 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れがたび重なる場合は「不実の申告」と支援給付の実施機関に判断される場合があること。
- 徴収金の支払に際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により支援給付金品から支払に充てること。

年 月 日

住所

氏名

印

熊本市長 (宛)

年 月 日

私は、本申出に基づき 年 月分からの支援給付金品より毎月 円を
年 月 日付け費用徴収決定通知による法第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 78 条に基づく徴収金の支払に充てるものとします。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

訓 令 第 1 2 号

平成 2 6 年 7 月 3 日

熊本市例規の制定改廃の制度設計等に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市例規の制定改廃の制度設計等に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市例規の制定改廃の制度設計等に関する訓令（平成 2 6 年訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項後段及び各号を削り、同条に次の 1 項を加える。

3 制度設計書の提出に係る例規の制定改廃が次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める時期に当該例規の案文を作成し、法制課長の承認を得なければならない。

(1) 市民参画のための手法（熊本市市民参画と協働の推進条例（平成 2 3 年条例第 1 2 号）第 6 条第 1 項に規定する市民参画のための手法をいう。）を実施するもの 当該手法を実施する前

(2) 市政経営会議、経営戦略会議又は政策調整会議に付議するもの これらの会議（市政経営会議については、幹事会を含む。）に付議する前

(3) 執行機関又は附属機関（例規の内容の検討のために設けられたものを除く。）に付議するもの これらの機関に付議する前

(4) 罰則（過料を除く。）の新設、変更又は廃止に係るもの 熊本地方検察庁と協議する前

第 1 0 条第 4 項中「前条第 1 項後段」を「前条第 3 項」に改める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

告 示

告示第 488 号

平成 26 年 7 月 1 日

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき特定計量器の定期検査を実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

1 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成 5 年政令第 329 号）第 10 条第 1 項第 1 号に規定する非自動はかり、分銅及びおもり。

2 定期検査の実施期日及び場所、区域

検 査 日	検 査 場 所
	検査区域（小学校区）
8 月 4 日（月）	武蔵中学校 玄関前
	武蔵・楠
8 月 5 日（火）	龍田中学校 体育館エントランス
	龍田・弓削
8 月 6 日（水）	黒髪小学校 非常階段前
	黒髪
8 月 7 日（木）	碩台小学校 体育館玄関前
	碩台

※ 受付時間 午後 1 時から午後 3 時まで

※ 黒髪小学校会場について、雨天時は児童用昇降口前にて検査を行う。

上記の期日に受検できない者は、市長が別に指定する期日に行う。

3 特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項の規定による定期検査実施の場所及び期間

(1) 検査場所

特定計量器の所在の場所

(2) 所在場所検査に該当する特定計量器

ア 特定計量器の質量又は体積が大きいため、運搬が著しく困難なとき。

イ 特定計量器がその構造上運搬をすることにより、破損し、又は精度が落ちるおそれがあるものであるとき。

ウ 特定計量器が土地又は建物その他の工作物に取り付けられているため、その取り外しが困難であるとき。

エ 特定計量器の数が多い場合又は特定計量器の検査のため必要な検査設備を備えていない場合であって、その所在の場所で定期検査を行っても定期検査の事務に支障がないとき。

オ 特定計量器の所在の場所で定期検査を行うことが、定期検査の事務の効率的な実施に資するものであるとき。

※ 上記のア～エのいずれかに該当する場合は、「所在場所定期検査申請書」を熊本市長へ提出する

(3) 検査期間

平成 26 年 8 月 1 日（金）から平成 26 年 11 月 28 日（金）まで

告 示 第 4 8 9 号

平成 2 6 年 7 月 1 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

整理番号	路線名	道路の区域			
		区 間	旧新の別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
6-465	横手 1 丁目 春日 4 丁目 第 2 号線	西区横手二丁目 1 1 8 7 番 6 地先から 西区横手二丁目 1 2 1 3 番 1 地先まで	旧	6. 1 ～ 2 5. 8	4 0. 9
		西区横手二丁目 1 1 8 7 番 6 地先から 西区横手二丁目 1 2 1 3 番 1 地先まで	新	6. 1 ～ 2 2. 7	4 0. 9

告 示 第 4 9 0 号

平成 2 6 年 7 月 1 日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

整理番号	路線名	道路の区域	供用開始の期日
		区 間	
6-465	横手 1 丁目春日 4 丁目第 2 号線	西区横手二丁目 1 1 8 7 番 6 地先から 西区横手二丁目 1 2 1 3 番 1 地先まで	平成 2 6 年 7 月 1 日

告 示 第 4 9 1 号

平成 2 6 年 7 月 1 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 2 条の 2 第 1 項本文の指定及び同法第 5 4 条の 2 第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条の 1 1 及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 1 4 並びに同法第 1 1 5 条の 2 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 3 1 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類

4390101 519	複合型サービスはるかぜ 熊本市西区春日四丁目18-28	医療法人社団 清心会 熊本市西区春日三丁目25-1 理事長 清田 武俊	平成26年 7月1日	複合型サービス
----------------	--------------------------------	---	---------------	---------

告示第 492 号

平成 26 年 7 月 1 日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定及び同法第53条第1項本文の指定をしたので、同法第78条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2並びに同法第115条の10及び同法施行規則第140条の23の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地 並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの 種類
4370110 563	デイサービスセンターはるかぜ 熊本市西区春日四丁目18番28号	医療法人社団清心会 熊本市西区春日三丁目25番1号 理事長 清田 武俊	平成26年 7月1日	通所介護
4370110 563	デイサービスセンターはるかぜ 熊本市西区春日四丁目18番28号	医療法人社団清心会 熊本市西区春日三丁目25番1号 理事長 清田 武俊	平成26年 7月1日	介護予防通 所介護

告示第 493 号

平成 26 年 7 月 1 日

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第133条の2の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並 びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの 種類
4370110 589	くるみの郷 熊本市東区渡鹿八丁目1番70号	アースウェル株式会社 福岡県福岡市南区筑紫丘一丁目23 番9号 代表取締役 大久保 正幸	平成26年 7月1日	居宅介護支 援

告示第 494 号

平成 26 年 7 月 1 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第69条第1項の規定に基づき告示する。

熊本市長 幸山政史

No.	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定期間
1	かがやき薬局	熊本市西区新土河原二丁 目3-46	平成26年7月1日 ～ 平成32年6月30日

2	とみなが薬局	熊本市南区田迎4-9-47	平成26年7月1日 ~ 平成32年6月30日
3	さくらんぼ薬局	熊本市中央区妙体寺町2-5-101	平成26年7月1日 ~ 平成32年6月30日
4	株式会社ファークコス本荘いちご薬局	熊本市中央区本荘町645	平成26年7月1日 ~ 平成32年6月30日
5	うさぎ薬局 古川町店	熊本市中央区古川町18番地	平成26年7月1日 ~ 平成32年6月30日

告示第495号

平成26年7月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定による届出がされたので、同法第85条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第133条の2の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種類
4370110084	居宅介護支援事業所 くるみの郷 熊本市東区渡鹿八丁目1-70	くるみ福祉会株式会社 熊本市東区渡鹿八丁目1-70 代表取締役 薙野 英児	平成26年 7月1日	居宅介護支援

告示第497号

平成26年7月2日

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第2項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件について、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

撤去日	名称 又は種類	数量	撤去場所	保管 開始日
6月9日	はり札等	8	新外・小山	6月10日
6月13日	立看板等	3	長嶺西・八反田	6月14日
6月17日	はり札等	3	新大江	6月18日
6月19日	はり札等	1	清水亀井町	6月20日
6月21日	はり札等	15	野口・呉服町	6月21日
6月24日	はり札等	2	新大江	6月25日

6月27日	はり札等	3	新大江	6月28日
6月30日	はり札等	4	花立・桜木・清水亀井町	7月1日
保管場所 熊本市花畑別館 (熊本市中央区花畑町3-1)				

告 示 第 4 9 8 号

平成 26 年 7 月 2 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

金屋町区

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「杉野 春雄」を「奥村 恭一」に改める。

(2) 代表者の住所

「下益城郡城南町大字隈庄 697 番地」を「熊本市南区城南町隈庄 747 番地 2」に改める。

(3) 主たる事務所

「下益城郡城南町大字隈庄 697 番地」を「熊本市南区城南町隈庄 747 番地 2」に改める。

告 示 第 4 9 9 号

平成 26 年 7 月 2 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 51 条第 1 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 事業所の名称及び所在地

オレンジワーク

熊本市西区河内町船津 2711 番地 2

2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

特定非営利活動法人オレンジワークの会

熊本市西区河内町船津 2711 番地 2 寺本 禮次

3 指定年月日

平成 26 年 7 月 1 日

4 障害福祉サービスの種類

就労継続支援 A 型

5 主たる対象とする障害の種類

知的障害者、精神障害者

告 示 第 5 0 0 号

平成 26 年 7 月 2 日

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の障害児通所支援事業者を指定したので、同法第 21 条の 5 の 2 4 第 1 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 事業所の名称及び所在地
ひなた事業所 出水
熊本市中央区出水六丁目 6 番 2 4 号
- 2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
一般社団法人ひなた
熊本市東区月出六丁目 5 番 1 0 号 堀添 雅子
- 3 指定年月日
平成 2 6 年 7 月 1 日
- 4 障害児通所支援サービスの種類
児童発達支援、放課後等デイサービス

告 示 第 5 0 1 号
平成 2 6 年 7 月 2 日

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 4 条の 2 6 第 1 項第 1 号の障害児相談支援事業者を指定したので、同法第 2 4 条の 3 7 第 1 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 事業所の名称及び所在地
さくら福祉相談センター熊本
熊本市西区松尾町上松尾 5 番地 1
- 2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
社会福祉法人 博心会
熊本県玉名郡和水町下津原 3 9 5 1 番地 渡邊 悟朗
- 3 指定年月日
平成 2 6 年 7 月 1 日

告 示 第 5 0 2 号
平成 2 6 年 7 月 3 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の指定及び同法第 5 3 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 2 並びに同法第 1 1 5 条の 1 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 2 3 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地 並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの 種類
4 3 7 0 1 1 0 5 7 1	デイサービスかたろう 熊本市北区梶尾町 3 8 6 番地 7	株式会社 CAN 熊本市北区梶尾町 3 8 6 番地 7 代表取締役 林 京子	平成 2 6 年 7 月 1 日	通所介護
4 3 7 0 1 1 0 5 7 1	デイサービスかたろう 熊本市北区梶尾町 3 8 6 番地 7	株式会社 CAN 熊本市北区梶尾町 3 8 6 番地 7 代表取締役 林 京子	平成 2 6 年 7 月 1 日	介護予防通 所介護

告 示 第 5 0 3 号
平成 2 6 年 7 月 4 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 6 0 年条例第 3 1 号）第 1 2 条、第 1

3 条第 2 項及び第 1 6 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第 1 4 条第 1 項及び第 1 6 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 自転車が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間
 - (1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所
ア 平成 26 年 5 月 16 日 熊本駅高架下北側駐輪場
 - (2) 保管の場所 平成自転車保管所
 - (3) 保管の期間 平成 26 年 10 月 4 日まで
- 2 移動・保管台数
原動機付自転車 2 台
- 3 返還事務を行う曜日・時間
月曜日から土曜日まで
午前 10 時から午後 4 時 30 分まで
日曜日、祝祭日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは返還事務を行わない。
- 4 返還を受けるための必要事項
自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。
- 5 連絡先（返還事務を行う場所）
平成自転車保管所（電話 096-364-3910）
熊本市中央区平成二丁目 235 番（平成跨線橋下）

告 示 第 5 0 4 号

平成 26 年 7 月 7 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 団体の名称
金屋町区自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
 - (1) 目的
「本区は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資し、区の発展と親睦及び区運営の円滑化を諮ることを目的とする。
 - ① 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
 - ② 美化・掃除等区域内の環境の整備
 - ③ 集会施設の維持管理
 - ④ 区所有財産の管理運営」を
「金屋町区自治会（以下本区という）は、以下に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資し、区の発展と親睦及び区運営の円滑化を図る事を目的とする。
 - (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡と親睦
 - (2) 福利・厚生に関すること
 - (3) 美化・清掃等区域内の環境の整備
 - (4) 集会施設の維持管理
 - (5) 区所有財産の管理運営」

に改める。

(2) 名称

「金屋町区」を「金屋町区自治会」に改める。

(3) 区域

「本区の区域は、下益城郡城南町大字宮地字祇園寺1068番2、同町大字宮地字構口1080番1から1081番3、同町大字隈庄字居屋敷465番から469番、同町大字隈庄字居屋敷598番から720番、同町大字隈庄字上ノ山722番から747番9、同町大字下宮地字居屋敷555番5、同町大字下宮地字居屋敷558番2、同町大字下宮地字居屋敷565番から566番、及び同町大字下宮地字居屋敷582番2までの区域とする」を「本区の区域は、熊本市南区城南町宮地字祇園寺1068番2、同町宮地字構口1080番1から1081番3、同町隈庄字居屋敷465番から469番、同町隈庄字居屋敷598番から720番、同町隈庄字上ノ山722番から747番9、同町下宮地字居屋敷555番5、同町下宮地字居屋敷558番2、同町下宮地字居屋敷565番から566番、及び同町下宮地字居屋敷582番2までの区域とする」に改める。

(4) 事務所の所在地

「本区の事務所は、区長宅に置く。」を「本区事務所は、自治会長宅に置く。」に改める。

告 示 第 5 0 5 号

平成 2 6 年 7 月 7 日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条2項の規定による届出がされたので、同法第78条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種類
4370108062	ひろせ福祉サービス 熊本市北区植木町今藤410-1	有限会社広瀬電機産業 熊本市北区植木町今藤410-1 代表取締役 廣瀬 晋二	平成26年 3月31日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与
4370108062	ひろせ福祉サービス 熊本市北区植木町今藤410-1	有限会社広瀬電機産業 熊本市北区植木町今藤410-1 代表取締役 廣瀬 晋二	平成26年 3月31日	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売

告 示 第 5 0 6 号

平成 2 6 年 7 月 8 日

平成26年度市県民税納税通知書の送達を受けるべき次の者の住所及び居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び熊本市税条例（昭和25年告示第89号）第13条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市財政局課税管理課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

該当年度	税 目	期別	指定納期限	住所及び氏名 (登載省略)
平成 26	市県民税	2 期 3 期 4 期	平成 26 年 9 月 1 日 平成 26 年 10 月 31 日 平成 27 年 2 月 2 日	20 人

告示 第 508 号

平成 26 年 7 月 9 日

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

1 団体の名称

富合町木原区

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「荒木 信義」を「一野 芳行」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本県下益城郡富合町大字木原 589 番地 2」を「熊本市南区富合町木原 2058 番地」に改める。

(3) 主たる事務所

「熊本県下益城郡富合町大字木原 589 番地 2」を「熊本市南区富合町木原 2058 番地」に改める。

告示 第 509 号

平成 26 年 7 月 9 日

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

1 団体の名称

木原自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 目的

「この区は、区民の幸福と健全な生活を図るために、生活条件の維持改善と社会的、経済的地位の向上安定に資することを目的とする。」

「この区は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 区民の生活条件の維持改善に関する事項
- (2) 区民の厚生、福祉に関する事項
- (3) 区民の教養に関する事項
- (4) 区民の保健並びに体育に関する事項
- (5) その他、区民のため必要と認めた事項

を

「本会は、区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡と親睦に関すること
- (2) 区域内の美化、清掃等の環境整備に関すること

- (3) 集会施設その他財産の維持管理に関すること
- (4) 福利、厚生に関すること
- (5) 交通安全、防犯、防火等に関すること
- (6) その他目的達成に必要なこと」

に改める。

(2) 名称

「この区は、富合町木原区（以下「区」という）と称する。」を「本会は、木原自治会と称する。」に改める。

(3) 区域

「その住所が富合町大字木原で示される区域」を「本会の区域は熊本市南区富合町木原の区域とする。」に改める。

(4) 事務所の所在地

「この区の事務所は、富合町木原区长宅に置く。」を「本会の事務局は、木原公民館（熊本市南区富合町木原 1 7 7 1 番地 1）に置く。」に改める。

告 示 第 5 1 0 号

平成 2 6 年 7 月 9 日

平成 2 6 年度介護保険料納付通知書（普通徴収）の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明であることから書類を送達することができないため、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び熊本市介護保険条例（平成 1 2 年条例第 5 号）第 9 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局高齢介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

年 度	料 目	期 別	納 期 限	備 考
平成 2 6 年度	介護保険料	6 月期	平成 2 6 年 7 月 3 1 日	公示送達者 2 人（登載省略）
		7 月期	平成 2 6 年 7 月 3 1 日	

告 示 第 5 1 2 号

平成 2 6 年 7 月 1 0 日

介護保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 4 3 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び熊本市介護保険条例（平成 1 2 年条例第 5 号）第 9 条の規程により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 2 6 年度	5 月期	1 7 3 人
	4 月期	5 0 人

上記の者は、指定期限までに介護保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 2 6 年 7 月 2 2 日

告 示 第 5 1 3 号

平成 2 6 年 7 月 1 0 日

国民健康保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、国民健康保険法（昭和

33 年法律第 192 号) 第 78 条において準用する地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸山政史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名 (登載省略)
平成 26 年度	5 月期	7 人
	4 月期	1 人
平成 25 年度	3 月期	1 人
	2 月期	1 人
	1 2 月期	1 人
	9 月期	1 人

上記の者は、指定期限までに国民健康保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 26 年 7 月 22 日

告示第 514 号

平成 26 年 7 月 10 日

県道の区域を次のように変更するので、道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区 間	旧新 の別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
一般県道	瀬田熊本線	東区渡鹿九丁目 40 番 16 地先から 東区渡鹿八丁目 41 番 8 地先まで	旧	8.1 ～ 22.3	39.2
		東区渡鹿九丁目 40 番 16 地先から 東区渡鹿八丁目 41 番 8 地先まで	新	8.1 ～ 35.4	39.2

告示第 515 号

平成 26 年 7 月 10 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

整理番号	路線名	道路の区域			
		区 間	旧新 の別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)

11-124	新南部町渡鹿7丁目第1号線	東区渡鹿九丁目4番2地先から 東区渡鹿八丁目221番5地先まで	旧	9.0 ～ 9.5	169.4
		東区渡鹿九丁目4番2地先から 東区渡鹿八丁目221番5地先まで	新	9.0 ～ 19.8	169.4

告示第516号

平成26年7月10日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

整理番号	路線名	道路の区域	供用開始の期日
		区 間	
28-30110	南北第6号線	南区富合町田尻692番1地先から 南区富合町田尻195番4地先まで	平成26年7月10日
28-30340	南北第7号線	南区富合町新987番2地先から 南区富合町新256番2地先まで	平成26年7月10日

告示第518号

平成26年7月11日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定及び同法第53条第1項本文の指定をしたので、同法第78条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2並びに同法第115条の10及び同法施行規則第140条の23の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4370110 613	デイサービス Natural walk 熊本市北区植木町岩野991番地1	株式会社Link up smile 熊本市北区植木町岩野991番地1 代表取締役 吉村 明儀	平成26年 7月10日	通所介護
4370110 613	デイサービス Natural walk 熊本市北区植木町岩野991番地1	株式会社Link up smile 熊本市北区植木町岩野991番地1 代表取締役 吉村 明儀	平成26年 7月10日	介護予防 通所介護

告 示 第 5 1 9 号

平成 26 年 7 月 1 1 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第 14 条第 2 項及び第 16 条第 2 項並びに同条例施行規則（昭和 61 年規則第 7 号）第 18 条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第 17 条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

- 1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項（登載省略）
- 2 売却又は廃棄の年月日
平成 26 年 7 月 1 1 日
- 3 売却又は廃棄の台数
自転車 96 台

告 示 第 5 2 0 号

平成 26 年 7 月 1 1 日

平成 26 年度熊本市固定資産税・都市計画税納税通知書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき告示する。

なお、当納税通知書は熊本市財政局課税管理課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸山政史

- 1 第 2 期納期限
平成 26 年 7 月 3 1 日
- 2 納税通知書の送達を受けるべき者（登載省略）
 - (1) 固定資産所在区 北区 31 人
 - (2) 固定資産所在区 西区 41 人
 - (3) 固定資産所在区 中央区 57 人
 - (4) 固定資産所在区 東区 26 人
 - (5) 固定資産所在区 南区 40 人

告 示 第 5 2 1 号

平成 26 年 7 月 1 1 日

平成 26 年度軽自動車税納税通知書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定により告示する。

なお、当該納税通知書は熊本市財政局課税管理課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸山政史

- 1 送達を受ける者の住所及び氏名（登載省略）
755 人
- 2 指定納期限
平成 26 年 7 月 3 1 日

告 示 第 5 2 2 号

平成 26 年 7 月 1 4 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定及び同法第 53 条第 1 項本文の

指定をしたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 並びに同法第 115 条の 10 及び同法施行規則第 140 条の 23 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並 びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの 種類
4370110 605	エミタス在宅ケアセンター 熊本市中央区薬園町3番32号	医療法人社団きはら 熊本市中央区黒髪一丁目1番25号 理事長 木原 和生	平成26年 7月14日	訪問介護
4370110 605	エミタス在宅ケアセンター 熊本市中央区薬園町3番32号	医療法人社団きはら 熊本市中央区黒髪一丁目1番25号 理事長 木原 和生	平成26年 7月14日	介護予防訪 問介護

告 示 第 5 2 3 号

平成 26 年 7 月 14 日

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 54 条の規定に基づく差押調書(謄本)について、送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、送達ができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

送達を受けるべき者の住所及び氏名（掲載省略）

1 人

告 示 第 5 2 4 号

平成 26 年 7 月 15 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

下宮地自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「相良 喜久男」を「中村 英一」に改める。

(2) 代表者の住所

「下益城郡城南町大字下宮地 690 番地」を「熊本市南区城南町下宮地 416 番地 2」に改める。

(3) 主たる事務所

「下益城郡城南町大字下宮地 690 番地」を「熊本市南区城南町下宮地 416 番地 2」に改める。

告 示 第 5 2 5 号

平成 26 年 7 月 15 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11

項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 団体の名称
下宮地自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
(1) 区域

「本会の区域は、熊本県下益城郡城南町大字下宮地字居屋敷、向権現、沢水、新田、三ツ石、大字隈庄字安幕の一部、中原の区域とする。」を「本会の区域は、熊本県熊本市南区城南町下宮地字居屋敷、新田、向権現、沢水、三ツ石、隈庄字市原、安幕の一部区域とする。」に改める。

告 示 第 5 2 6 号

平成 26 年 7 月 15 日

平成 26 年 7 月 3 日付け告示第 502 号において告示した内容について、次のとおり訂正する。

熊本市長 幸 山 政 史

訂正項目	正	誤
事業所の名称及び所在地	デイサービスかたろう 熊本市西区中原町 1 135 番地 1	デイサービスかたろう 熊本市北区梶尾町 386 番地 7

告 示 第 5 2 7 号

平成 26 年 7 月 15 日

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 54 条の規定に基づく差押調書（謄本）及び同法第 131 条第 3 号の規定に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
1 人
- 2 送達をする書類名
差押調書（謄本）

公 告

公 告 第 4 8 5 号

平成 26 年 7 月 1 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区戸島西六丁目 2985 番 1、2985 番 2、2985 番 3
3,698.57 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市中央区南熊本三丁目 11 番 5 号
有限会社ユーン開発

代表取締役 松田 和彦
熊本市中央区南熊本三丁目 1 1 番 2 号
株式会社 松田不動産
代表取締役 松田 博彦

公告第 4 8 9 号
平成 2 6 年 7 月 1 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区富合町清藤字居合 4 4 4 番 6、4 4 4 番 7、4 4 5 番
1、8 3 0. 3 3 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市南区薄場一丁目 1 5 番 1 6 号
株式会社 アリストホーム
代表取締役 西村 聖尚

公告第 4 9 0 号
平成 2 6 年 7 月 1 日

都市再開発法（昭和 4 4 年法律第 3 8 号）第 5 0 条の 5 第 1 項の規定により、市街地再開発事業の施行地区となるべき区域の公告について申請があったので、同条第 2 項の規定により準用する同法第 7 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり公告し、都市再開発法施行規則（昭和 4 4 年建設省令第 5 4 号）第 1 6 条の 5 の規定により、区域を表示する図面を 2 週間公衆の縦覧に供する。

なお、施行地区となるべき区域内の宅地について、未登記の借地権を有する者は、同法第 5 0 条の 5 第 2 項の規定により準用する同法第 7 条の 3 第 3 項の規定により、この公告があった日から起算して 3 0 日以内に、熊本市長に対し、その借地の所有者（借地権を有する者から更に借地権の設定を受けた場合にあつては、その設定者及びその借地の所有者）と連署し、又は借地権を証する書面を添えて、書面をもってその借地権の種類及び内容を申告すること。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 申請者
熊本県熊本市中央区桜町 3 番 1 0 号
熊本桜町再開発株式会社 代表取締役社長 矢田 素史
- 2 施行地区となるべき区域
熊本県熊本市中央区桜町 3 番 2、3 番 3、3 番 4、3 番 5、3 番 6、3 番 7、3 番 8、3 番 9、
3 番 1 0、3 番 1 1、3 番 1 2
- 3 縦覧場所
熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市都市建設局都心活性推進課（本庁舎 9 階）
- 4 縦覧期間
平成 2 6 年 7 月 1 日から平成 2 6 年 7 月 1 5 日まで
（土・日曜日及び祝日を除く）
- 5 縦覧時間
午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

公 告 第 4 9 4 号

平成 2 6 年 7 月 2 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区画図町大字重富字前無田 5 0 7 番 1、5 0 8 番 1
1, 2 5 1. 5 9 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
鹿児島市与次郎一丁目 9 番 7 号
康正産業 株式会社
代表取締役 肥田木 康正

公 告 第 4 9 5 号

平成 2 6 年 7 月 2 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区並建町字中道 7 5 8 番 1、7 5 8 番 3、7 5 9 番 1
9 1 2. 3 8 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区健軍四丁目 5 番 1 0 号
有限会社 ケアランド熊本
取締役 佐土原 護

公 告 第 4 9 6 号

平成 2 6 年 7 月 3 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市西区上代七丁目 1 5 0 6 番
9 0 2. 2 5 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市中央区紺屋阿弥陀寺町 1 0 番地
千里殖産株式会社
代表取締役 際田 俊一

公 告 第 4 9 7 号

平成 2 6 年 7 月 3 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区長嶺南七丁目 1 7 9 5 番 1、1 5 4 5 番 3、1 5 4 5 番 7 及び里道

- 3, 107.77 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区長嶺東四丁目
氏名 登載省略

公告第 504 号
平成 26 年 7 月 4 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区白石町字二丁分 470 番 1、471 番 5
499.96 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市西区域山半田一丁目
氏名 登載省略

公告第 508 号
平成 26 年 7 月 7 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区護藤町字小藤 1278 番、1279 番、1280 番、1281 番 1、1281 番 2、
1282 番、1283 番、1284 番、1292 番、1293 番、1294 番及び里道
3,511.89 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区下江津五丁目 13 番 12 号
株式会社 熊本不動産ネット
代表取締役 横田 健太

公告第 509 号
平成 26 年 7 月 7 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区戸島西四丁目 3551 番 1、3551 番 2、3553 番 1、3553 番 4、3554
番及び里道の一部
4,593.72 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市中央区水前寺六丁目 50 番 19 号
ファミリーステージ株式会社
代表取締役 加藤 龍也

公 告 第 5 1 2 号

平成 26 年 7 月 8 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区八分字町字中道 34 番 1、34 番 3
671.81 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本県宇城市松橋町曲野
氏名 登載省略

公 告 第 5 1 3 号

平成 26 年 7 月 8 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区八分字町字中道 33 番 1、33 番 3
818.66 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
神奈川県横浜市青葉区市ケ尾町 631 番地 1
株式会社 ジー・エス・ティー
代表取締役 佐々木 公明

公 告 第 5 1 4 号

平成 26 年 7 月 8 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区太郎迫町字南尾迫 37 番 15（仮地番）、37 番 16（仮地番）
498.38 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本県合志市須屋
氏名 登載省略

公 告 第 5 1 8 号

平成 26 年 7 月 9 日

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定に基づき、次のように都市公園の供用を開始するので公告する。

都市公園の区域に関する関係図書は、熊本市都市建設局東部土木センター総務課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 名称及び位置

名 称		位 置
番 号	公 園 名	
2・666	月出三丁目北公園	東区月出三丁目2432番524

2 供用開始の期日

平成26年7月9日

公告第519号

平成26年7月10日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成26年11月10日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

熊本市長 幸山政史

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめマート長嶺店・明林堂書店長嶺店

熊本市東区月出八丁目1番17号 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名（名称）	代表者（法人の場合）	住 所
株式会社ゆめマート	代表取締役 松島 三秋	熊本市東区上南部二丁目2番 2号
株式会社明林堂書店	代表取締役 宮脇 範次	大分県別府市山の手町15番 15号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

小売業者		住 所
氏名（名称）	代表者（法人の場合）	
株式会社ゆめマート	代表取締役 松島 三秋	熊本市東区上南部二丁目2番 2号
株式会社明林堂書店	代表取締役 宮脇 範次	大分県別府市山の手町15番 15号

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成27年3月4日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,826㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場No. 1 A棟東側及び南側 85台

駐車場No. 2 C棟北東側 42台

合計127台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場No. 1 A棟北東側 15台

駐輪場No. 2	A棟東側	14台
駐輪場No. 3	C棟北東側	8台
駐輪場No. 4	C棟東側	10台
		合計47台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設No. 1	A棟南側	31.5㎡
荷さばき施設No. 2	A棟北東側	31.5㎡
荷さばき施設No. 3	B棟北西側	31.5㎡
荷さばき施設No. 4	C棟北東側	16.2㎡
		合計110.7㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物保管施設No. 1	B棟内南西側	15.37㎡
廃棄物保管施設No. 2	B棟南西側	4.68㎡
廃棄物保管施設No. 3	B棟内南側	7.48㎡
廃棄物保管施設No. 4	C棟内南東側	1.00㎡
		合計28.53㎡

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前8時から翌午前0時まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前7時30分から翌午前0時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場No. 1 3箇所 建物敷地北東側

駐車場No. 2 2箇所 建物敷地東側、南東側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No. 1 午前6時から午後10時まで

荷さばき施設No. 2 午前6時から午前9時まで

荷さばき施設No. 3 午前6時から午後10時まで

荷さばき施設No. 4 午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

平成26年7月3日

9 届出の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

熊本市農水商工局商工振興課、熊本市東区役所総務企画課及び熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課

(2) 縦覧期間

平成26年7月10日から平成26年11月10日まで

公告第521号

平成26年7月10日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市北区龍田陳内二丁目17番

23,851.60平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市長 幸山 政史

公告第 5 2 2 号
平成 2 6 年 7 月 1 0 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山 政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区御幸笛田七丁目 1 5 7 3 番 1、1 5 7 3 番 8、1 5 7 5 番 1、1 5 7 5 番 3
6 6 2. 1 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市南区御幸笛田七丁目
氏名 登載省略
熊本市南区良町四丁目 1 番 7 0 号
アグリ開発 株式会社
代表取締役 米森 初江

公告第 5 2 3 号
平成 2 6 年 7 月 1 0 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山 政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区城南町高口ノ坪 4 2 8 番 4、同町高字屋敷 8 0 8 番、8 0 9 番 2 及び水路
4 7 9. 8 5 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区下江津八丁目
氏名 登載省略

公告第 5 2 4 号
平成 2 6 年 7 月 1 1 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山 政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区新南部五丁目 5 8 3 番、5 8 2 番 5、5 8 2 番 6 及び里道
1, 7 2 3. 7 9 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区尾ノ上一丁目 5 番 2 0 号
株式会社 南栄開発
代表取締役 斉藤 忠
熊本市中央区平成三丁目 1 6 番 2 7 号
株式会社 九建ホーム
代表取締役 福嶋 正夫

公 告 第 5 2 6 号

平成 26 年 7 月 11 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市北区植木町岩野字西原 181 番 1 の一部、182 番 1、182 番 3、185 番 1、185 番 3、186 番 1 の一部、187 番 1
2, 089. 51 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社 セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役 井阪 隆一

公 告 第 5 3 0 号

平成 26 年 7 月 15 日

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、平成 26 年度熊本市農用地利用集積計画第 4 号を定めたので、同法第 19 条の規定により公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 縦覧場所

熊本市農水商工局農業政策課担い手推進室

公 告 第 5 3 2 号

平成 26 年 7 月 15 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区長嶺東 4 丁目 1501 番 5、1502 番 1、1502 番 3
1, 205. 21 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市東区長嶺東 4 丁目
氏名 登載省略

中 央 区

中央区告示第 19 号

平成 26 年 7 月 7 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 26 年 6 月 27 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市中央区長 前 渕 啓 子

以下、登載省略

東 区東 区 告 示 第 8 号
平 成 2 6 年 7 月 1 日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条及び第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成26年6月24日に職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市東区長 西 島 徹 郎

以下、登載省略

西 区西 区 告 示 第 7 号
平 成 2 6 年 7 月 1 日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条及び第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成26年6月24日に職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市西区長 永 田 剛 毅

以下、登載省略

西 区 告 示 第 8 号
平 成 2 6 年 7 月 1 日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条及び第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成26年6月25日に職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市西区長 永 田 剛 毅

以下、登載省略

南 区南 区 告 示 第 6 号
平 成 2 6 年 7 月 1 1 日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条及び第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成26年6月24日に職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市南区長 永 目 工 嗣

以下、登載省略

上 下 水 道 局上 下 水 道 局 告 示 第 4 6 号
平 成 2 6 年 7 月 1 日

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、平成26年7月1日から2週間、熊本市上下水道局管路維持課において一般の縦覧に供する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成26年7月1日
- 2 下水を排除し、及び処理する区域
 - (1) 東部処理区
東区江津四丁目及び東区长嶺南七丁目の各一部
 - (2) 西部処理区
西区池上町及び西区中原町の各一部
 - (3) 熊本北部流域下水道関連処理区
北区龍田一丁目の一部
 - (4) 城南処理区
南区城南町舞原の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
前項に示す区域内
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 下水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称
 - (1) 東部処理区
東区秋津町秋田536番
東部浄化センター
 - (2) 西部処理区
西区沖新町4944番3号
西部浄化センター
 - (3) 熊本北部流域下水道関連処理区
北区鶴羽田町12番1号
熊本北部浄化センター
 - (4) 城南処理区
南区城南町島田438番地
城南町浄化センター

上下水道局告示第47号

平成26年7月4日

次の者を熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者として指定したので、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局規程第5号）第10条第1号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	指定年月日
第760号	熊本市中央区本荘五丁目13番26号 うしじま設備 代表 牛嶋 健太郎	平成26年7月2日

病 院 局

病院局告示第 1 号

平成 26 年 7 月 1 日

地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令 403 号）第 26 条の 4 第 1 項の規定に基づき、熊本市病院事業の業務に係る使用料及び手数料の収納事務の委託に関し、次のとおり告示する。

熊本市病院事業管理者 高 田 明

- 1 受託者
東京都文京区本郷五丁目 26 番 4 号 東京クリスタルビル
株式会社パースジャパン
代表取締役 高西 正博
- 2 委託期間
平成 26 年 7 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日まで
- 3 委託する歳入の種類
熊本市立熊本市市民病院使用料及び手数料

教 育 委 員 会

教委告示第 8 号

平成 26 年 7 月 10 日

熊本市教育委員会会議を次のとおり開催する。

熊本市教育委員会委員長 崎 元 達 郎

- 1 日時
平成 26 年 7 月 15 日（火） 午後 2 時から
- 2 場所
マスマニューチュアル生命ビル 7 階 会議室
- 3 議事
(1) 熊本市教育委員会傍聴人規則の一部改正について
(2) 全国学力学習状況調査の結果公表について
- 4 協議
(1) 教育課程特例校に関する今後の方針について
- 5 報告
(1) 平成 26 年度第 2 回定例市議会報告について
(2) 第 9 回タウンミーティングの意見交換内容について
(3) 熊本市奨学金条例施行規則の一部改正について
(4) 平成 26 年度全国標準学力検査（NRT）結果の概要について
(5) 教科書採択に関する教育委員会会議について
(6) 平成 26 年度熊本市中学生による子ども議会について
(7) 広報広聴関係について

農 業 委 員 会

農委公告第 7 号

平成 26 年 7 月 2 日

熊本市農業委員会総会会議規則（平成 24 年農委規則第 1 号）第 2 条により農業委員会総会を次のとおり招集する。

熊本市農業委員会会長 森 日 出 輝

- 1 日時 平成26年7月8日(火)午後3時
- 2 場所 市役所14階大ホール
- 3 議題
 - 第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請(会許可分)
 - 第2号議案 競売買受適格証明願(耕作目的:会許可)
 - 第3号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請
 - 第4号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請
 - 第5号議案 競売買受適格証明願(転用目的)
 - 第6号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(4号)
 - 第7号議案 土地改良法3条による資格証明願
 - 第8号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明願